

政令第
号

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十七条第九項及び第二十七条第二項及び第五項、同法第三十二条第一項第七号、第三十三条第二項第三号及び第三十九条第二項本文（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第四十八条の二十一第三項及び第四項、第四十八条の二十九の五第二項及び第三項、第五十三条第一項並びに第九十七条の二、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第五項及び第五十四条第一項、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第五条第二項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項並びに日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第二号中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改める。

第一条の七第一項の表一の項中「第六項」を「第七項」に改め、同表五の項中「第五十一条」を「第十八条の二十九の五第一項、第五十一条」に改め、「第五十三条第一項」の下に「、第八十五条第四項」を加え、同表中十四の項を十五の項とし、十三の項を十四の項とし、十二の項を十三の項とし、同表十一の項中「第五十条第八項」を「第五十条第九項」に改め、同項を同表十二の項とし、同表十の項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同項を同表十一の項とし、同表九の項中「第五十条第七項及び第八項」を「第五十条第八項及び第九項」に改め、同項を同表十の項とし、同表八の項の次に次のように加える。

九
五第一項
第四十八条の二十九の
都道府県若しくは
都道府県若しくは指
定市若しくは
都道府県若しくは指
定市以外の市若しく
は

第一条の七第二項の表一の項中「第五十一条」を「第四十八条の二十九の五第一項、第五十一条、第八十五条第四項」に改め、同表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項

の次に次のように加える。

第四十八条の二十九の五第一項	都道府県若しくは	都道府県若しくは町村若しくは
		は

第一条の七第二項の表四の項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に、「第五十六条」を「第四十八条の六十七第一項及び第三項、第五十六条」に改め、同表十一の項を次のように改める。

第十一 第四十八条の二十三第五項、 第四十八条の六十七第四項	道路管理者は 道路管理者等は
--------------------------------------	-------------------

第一条の七第三項の表中二十九の項を三十一の項とし、十八の項から二十八の項までを一項ずつ繰り下
げ、同表十七の項中「第五十条第八項」を「第五十条第九項」に改め、同項を同表十九の項とし、同表十
六の項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同項を同表十八の項とし、同表十五の項中
「第五十条第七項及び第八項」を「第五十条第八項及び第九項」に改め、同項を同表十七の項とし、同表
中十四の項を十六の項とし、十三の項を十五の項とし、十二の項を十三の項とし、同項の次に次のように
加える。

第四十八条の六十七第四項

国土交通大臣である道路管

これを公表するよう努めると

理者にあつてはこれを公表
とともに、

十四

するものとし、国土交通大
臣以外の道路管理者にあつ
てはこれを公表するよう努
めるとともに

第一条の七第三項の表十一の項の次に次のように加える。

十二

第四十八条の二十三第五項

市町村長を

市町村長又は当該歩行者利便
増進道路の存する指定市以外
の市町村の長を

第一条の七第四項の表三の項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に、「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、「第五十七条」の下に「、第六十二条」を加え、同

表四の項中「第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の七第一項」に改め、同条第六項

の表九の項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に、「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、「第五十七条」の下に「、第六十二条」を加え、同表十一の項中「第十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の七第一項」に改め、同条第七項中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に、「第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の七第一項」に改め、同条第八項中「十三の項、二十の項及び二十二の項」を「十五の項、二十二の項及び二十四の項」に改め、同項の表二の項中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同表五の項中「第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の七第一項」に改め、同表七の項中「第七項」を「第八項」に改め、同条に次の一項を加える。

9 法第四十八条の二十九の五第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第四項（同項の表一の項（第一条第二項第八号及び第九号に係る部分を除く。）、二の項、三の項（第三十三条第二項第四号及び第三項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の十四、第四十七条の十五第二項、第四十八条の二十三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五、第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び

第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第四十八条の三十二、第四十八条の三十三、第四十八条の四十九第二号並びに第七十二条の二第一項に係る部分を除く。）、四の項（第三十三条第四項、第四十八条の二十三第六項及び第四十八条の二十六第二項に係る部分を除く。）、五の項（第三十九条の二第一項に係る部分に限る。）、六の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第二条第一項に次の一号を加える。

七 法第四十八条の二十九の五第一項の規定による指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理又は都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築若しくは修繕に関する工事

第三条の二第一項中「第四十一条第二項第十七号」を「第四十一条第二項第十八号」に改める。

第四条第一項第七号中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改め、同項第三十二号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改める。

第四条の二第一項第五号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同項中第二十八号を第二十九号とし、

第十九号から第一二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「第九十五条の二第二項本文」を「第九十五条の二第二項前段」に改め、同号を同項第十九号とし、同項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 法第四十八条の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。

第五条中「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合に」に改め、同条第五号中「第四十八条の二十九の六第三項」を「第四十八条の二十九の七第三項」に改める。

第五条の三第一項第二号中「第十四号まで、第十七号及び第十九号から第二十八号」を「第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号」に改め、同項第六号中「第九十五条の二第二項本文」を「第九十五条の二第二項前段」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の四 法第四十八条の二十九の五第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第二項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通

大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第一号、第三号から第六号まで、第八号から第十九号まで、第二十四号、第三十号から第三十二号まで、第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十三号まで、第四十五号及び第四十六号に掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号、第七号、第八号、第十三号及び第十六号に掲げる権限

三 前条第一項第四号に掲げる権限

四 法第九十五条の二第一項（法第四十五条第一項の規定により道路に区画線を設けようとするとき、法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするととき、法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするととき及び横断歩道橋又は自動車駐車場を設けようとするとときに係る部分に限る。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項（法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとときに係る部分を除く。）の規定により協議し、又は通知すること。

2 國土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を告示しなければならない。

3 國土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第七号に係る部分に限る。）の規定により告示された管理の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該管理の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第六条第一項第一号中「又は第三項」を「若しくは第三項又は第四十八条の二十九の五第二項」に、「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同項第二号及び同条第四項第二号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同項第六号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同項第六号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同項第六号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同項第六号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同条第六項第一号中「第十九号、第二十一号から第二十四号」を「第十四号、第二十号、第二十二号から第二十五号」に、「第二十八号」を「第二十九号」に改め、同条第八項中「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は道路管理

者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合に」に改め、同項第一号中「第四条の二第一項第三号」の下に「及び第十四号」を加え、同条第九項第二号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同条第十項中「第十九号、第二十一号から第二十四号」を「第四号、第二十号、第二十二号から第二十五号」に、「第二十八号」を「第二十九号」に改め、同条中第十項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11　国土交通大臣は、法第四十八条の二十九の五第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第五項第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる権限

二 法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の五第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若

しくは除却を命ずること。

第七条第十四号中「防災拠点自動車駐車場」を「道路の附属物である自動車駐車場」に、「第十六条の三第二号イ」を「第十六条の四第二号イ」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十四 道路の附属物である自動車駐車場又は特定車両停留施設に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設（前号に掲げる施設を除く。）

第十一条第一号中「及び第十二条の九第一項」を「、第十二条の九第一項及び第十六条の二」に改め、同号イ(4)中「並びに第十二条の十一第一項第一号」を「、第十二条の十一第一項第一号並びに第十六条の二第一号及び第四号」に、「第十六条の二第一号」を「第十六条の三第一号」に改める。

第十二条の七第一項第一号及び第二号中「第十六条の二第四号」を「第十六条の三第四号」に改める。

第十六条の三中「第三十三条第二項第四号」を「第三十三条第二項第五号」に改め、同条第三号中「第七条第十四号」を「第七条第十五号」に改め、同条を第十六条の四とする。

第十六条の二中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改め、同条を第十六条の

三とし、第十六条の次に次の二条を加える。

(脱炭素化施設等)

第十六条の二 法第三十三条第二項第三号の政令で定める工作物、物件又は施設は次の各号に掲げるものとし、同項第三号の政令で定める場所はそれぞれ当該各号に定める場所とする。

一 太陽光発電設備又は風力発電設備で道路の脱炭素化の効果的な推進のため必要であると認められるものとして国土交通省令で定めるもの 地上（車道、自転車道及び路肩の部分、法面並びに側溝上の部分の地上を除く。次号において同じ。）、トンネルの上又は高架の道路の路面下

二 自動車に動力源としての電気を供給するための工作物又は施設 地上、地下、トンネルの上又は高架の道路の路面下

三 自動車に燃料としての水素を供給するための施設 特定連結路附属性地又は道路の附属性物である自動車駐車場若しくは特定車両停留施設の地上

四 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの又は第十二条の十一第一項に規定する原動機付自転車

等駐車器具で専ら電気を動力源とする原動機付自転車を賃貸する事業の用に供するもの 地上（車道、自転車道及び路肩の部分、法面^{のり}、側溝上の部分並びに分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の地上を除く。）、トンネルの上又は高架の道路の路面下

第十七条中「第三十三条第二項第五号」を「第三十三条第二項第六号」に改める。

第二十条中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改める。

第二十一条第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二項中「第七項」を「第十項」に改め、同条第五項中「第二十三条第六項及び第七項」を「第二十三条第七項及び第十項」に改め、同条第六項とし、同条第四項中「第二十三条第五項及び第七項」を「第二十三条第六項及び第十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十三条第四項及び第七項」を「第二十三条第五項及び第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 國土交通大臣が指定区間外の国道に附屬する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該管理に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第十項において「指定区間外国道

防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額」という。)とする。

第二十一条に次の二項を加える。

- 7 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理（新設又は改築に関する工事に限る。）を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該管理に要する費用の額から当該費用の額（収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。第二十三条第八項及び第十項において「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額」という。）に法第五十六条に定める補助率を乗じて得た額に相当する額を控除した額（第二十三条第八項及び第十項において「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額」という。）とする。

- 8 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理（新設又は改築に関する工事を除く。）を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該管理に要する費用の額に相当する額（第二十三条第九項及び第十項において「都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」という。）とする。

第二十三条第一項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同条第八項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額」の下に「、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額」を加え、「又は施設等修繕都道府県等負担額」を「、施設等修繕都道府県等負担額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額又は都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額」の下に「、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額」を加え、「又は施設等修繕都道府県等負担額」を「、施設等修繕都道府県等負担額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 國土交通大臣は、都道府県道又は市町村道に附屬する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理（新設又は改築に関する工事に限る。）を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額及び都道府県道

等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額を通知しなければならない。

9 國土交通大臣は、都道府県道又は市町村道に附屬する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理（新設又は改築に関する工事を除く。）を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額を通知しなければならない。

第二十三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 國土交通大臣は、指定区間外の国道に附屬する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合においては、当該指定区間外の国道を管理する都道府県に対して、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額を通知しなければならない。

第二十六条第一項中「及び第二項、」を「から第三項まで、」に、「第三項まで、第七項及び第八項」を「第四項まで、第十項及び第十一項」に、「及び第二項中」を「から第三項までの規定中」に、「第二項、第七項及び第八項」を「第二項、第十項及び第十一項」に、「第二十一条第二項及び第二十二条第三項」を「第二十二条及び第二十

三条第三項」を「第二十一条第三項及び第二十三条第四項中「指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市負担額」又は「指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市以外の市負担額」と、第二十二条並びに第二十三条第三項及び第四項」に、「同条第七項及び第八項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額」を「同条第十項及び第十一項中「、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額」に、「又は施設等修繕都道府県等負担額」を「、施設等修繕都道府県等負担額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額又は都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」に、「指定区間外国道維持等指定市負担額」又は「又は指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額」を「指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市負担額」又は「又は指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市以外の市負担額」に改め、同条第二項中「第二十一条第三項」を「第二十一条第四項」に、「第五項まで」を「第八項まで」に、「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に、「第七項」を「第十項」に、「第六項まで」を「第九項まで」に、「第二十二条第四項並びに第二十三条第五項」を「第二十二条第五項並びに第二十三条第六項」に、「第二十一条第四項並びに第二十三条第五項」を「第二十二条第五項並びに第二十三条第六項」に、「第二十

一条第五項並びに第二十三条第六項」を「第二十一条第六項並びに第二十三条第七項」に、「同項中」を「第二十二条第七項並びに第二十三条第八項及び第十項中「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市等負担額」又は「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市以外の市等負担額」と、第二十二条第八項並びに第二十三条第九項及び第十項中「都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等指定市等負担額」又は「都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額」を加える。

第三十五条の七中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改める。

第三十九条第二項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第四十条第一号中「第二十三条第八項」を「第二十三条第十一項」に改める。

第四十一条第二項中第二十六号を第二十七号とし、第二十号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「第七項」を「第十項」に改め、「指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額を含

む。）」の下に「、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額（指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市負担額及び指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市以外の市負担額を含む。）」を加え、「含む。」及び「を「含む。」、」に、「含む。」を「含む。」、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市等負担額及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額（都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市等負担額及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市以外の市等負担額を含む。）及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額（都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等指定市等負担額及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等指定市以外の市等負担額を含む。）」を「に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四 法第四十八条の六十六第一項の規定により道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更し、同条第四項の規定により関係行政機関の長に協議し、及び同条第五項の規定により公表すること。

別表第七条第十四号に掲げる施設の項中「第七条第十四号」の下に「及び第十五号」を加える。

(道路整備特別措置法施行令の一部改正)

第一条 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第十一条の三の表中二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項の次に次のように加える。

十九	第六十一条後段	第三十八条第一項の規定により道路管理者	道路整備特別措置法第十七条第一項第十号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社	第六十一条後段	第三十八条第一項の規定により道路管理者	道路整備特別措置法第十七条第一項第十号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社又は
----	---------	---------------------	--	---------	---------------------	--

同法第三十二条の二

第四項の規定により

当該権限を地方道路

公社に代わつて行う

国土交通大臣

第十五条第一項の表十七の項中「第二十二条の二」の下に「第四十八条の六十七第四項」を加え、同表二十二の項中「第四十二条第一項」の下に「、第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項」を加え、同表中四十二の項を四十三の項とし、三十八の項から四十一の項までを一項ずつ繰り下げ、三十七の項の次に次のように加える。

三十八	第四十八条の六十七第一項 四項 国土交通大臣である これを公表するよう 道路管理者にあつて はこれを公表するも のとし、国土交通大
	これを公表するよう
	努めるとともに、
	努めるとともに、

臣以外の道路管理者
にあつてはこれを公
表するよう努めると

ともに

第十五条第二項の表三の項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に、「第四十八条の二十九の五第一項、第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項、第四十八条の二十九の七第一項」に、「第五十七条」を「第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項、第五十七條」に改め、同表中三十四の項を三十五の項とし、二十三の項から三十三の項までを一項ずつ繰り下げ、二十一の項の次に次のように加える。

第四十八条の六十七第一項	道路管理者は	有料道路管理者は
国土交通大臣である道路管理 者にあつてはこれを公表	これを公表するよう努めると	とともに、
するものとし、国土交通大		

臣以外の道路管理者にあってはこれを公表するよう努めるとともに

第十六条の表五の項中「第二十二条の二」の下に「、第四十八条の六十七第四項」を加え、同表九の項中「第四十二条第一項」の下に「、第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項」を加え、同表中二十七の項を二十八の項とし、二十三の項から二十六の項までを一項ずつ繰り下げ、二十一の項の次に次のように加える。

第四十八条の六十七第 四項	国土交通大臣である 道路管理者にあつて はこれを公表するも のとし、国土交通大 臣以外の道路管理 者にあつてはこれを公	これを公表するもの とすると	これを公表するよう 努めるとともに、国 土交通大臣に報告し なければならぬい
第 四 十 八 条 の 六 十七 第 四 項	国土交通大臣である 道路管理者にあつて はこれを公表するも のとし、国土交通大 臣以外の道路管理 者にあつてはこれを公	これを公表するもの とすると	これを公表するよう 努めるとともに、国 土交通大臣に報告し なければならぬい

表するよう努めると

ともに国土交通大臣

に報告しなければな

らない

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正)

第三条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「自動運行補助施設」を「自動運行補助施設等」に改め、同条第二項第一号中「自動運行補助施設設置者」を「自動運行補助施設等設置者」に、「自動運行補助施設を」を「自動運行補助施設等を」に改める。

(高速自動車国道法施行令の一部改正)

第四条 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表二の項中「第四十八条の二十九の五第一項、第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十

八条の二十九の六第一項、第四十八条の二十九の七第一項」に、「第五十七条」を「第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項、第五十七条」に改め、同表十三の項中「第四十八条の二十九の六第三項」を「第四十八条の二十九の七第三項」に改め、「第四十八条の三十八第三項」の下に「、第四十八条の六十七第四項」を加え、同表二十の項中「第四十八条の二十九の六第三項」を「第四十八条の二十九の七第三項」に改め、同表中三十四の項を三十五の項とし、二十五の項から三十三の項までを一項ずつ繰り下げ、二十四の項の次に次のように加える。

第四十八条の六十七第四項	国土交通大臣である道路管理 者にあつてはこれを公表 するものとし、国土交通大 臣以外の道路管理者にあつ てはこれを公表するよう努 めるとともに国土交通大臣 に報告しなければならない	これを公表するものとする
二 五		

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第五条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四十八号中「第四十八条の二十九の七」を「第四十八条の二十九の八」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表第二十条第五項、第二十三条第一項、第三十八条、第四十二条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十一条第二項、第九十二条第四項の項中「第四十二条第一項」の下に「、第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項」を加え、同表第二十二条の二の項中「第二十二条の二」の下に「、第四十八条の六十七第四項」を加え、同表第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の一の項の次に次のように加える。

【第四十八条の六十七第四項】

国土交通大臣である道路管理者

これを公表するよう努めると

にあつてはこれを公表するものもに、

とし、国土交通大臣以外の道路

管理者にあつてはこれを公表す

るよう努めるとともに

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中道路法施行令第一条の七第四項の表三の項の改正規定（「第五十七条」の下に「、第六十二条」を加える部分に限る。）、同条第六項の表九の項の改正規定（「第五十七条」の下に「、第六十二条」を加える部分に限る。）、同令第四条の二第一項第十八号の改正規定及び同令第五条の三第一項第六号の改正規定並びに第二条中道路整備特別措置法施行令第十一条の三の改正規定は、公布の日から施行する。
（地方自治法施行令の一部改正）
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の項第一号中「第二十三条第八項」を「第二十三条第十一項」に改める。

理 由

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、防災拠点自動車駐車場の管理に係る道路管理者の権限の代行に関する規定を整備する等道路法施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。